

国や県は、働く意欲のあるすべての人がいきいきと働き、活躍できる社会の実現を目指して、働きやすい職場づくりに取り組む企業を認定・表彰し、支援する制度を設けている。例えば、厚生労働省は、「子育てサポート企業を「くるみん」、女性の活躍推進企業を「えるぼし」といった制度で認定する。

県では、2017年度に「みえの働き方改革推進企業」登録制度を創設した。働き方改革を進める企業を登録し、優れた取り組みを行う企業を毎年、表彰している。

この制度では登録基準として、「所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進のための工夫を行っているか」といった働く環境の改善に関する項目、「育児休業や介護休業などを取得できる期間が法律で定められた期間を上回っているか」といった制度整備に関する項目などがある。これらの合計点数が県の定める点数以上になれば、「みえの働

き方改革推進企業」として登録が受けられる。

22年度に表彰された企業には、週休3日制の導入や、子の看護休暇を法定の小学校就学前を大きく上回る18歳までとするなど、先進的な取り組みを行う企業もみられた。

こうした制度で認定・表彰されれば、優秀な人材の採用や定着、企業イメージの向上につながるだけでなく、公共事業の入札参加の際に加点評価されるなどのメリットが得られる。

「みえの働き方改革推進企業」の登録数は、制度がスタートした17年度は48社だったが、22年度は158社まで増えた。23年度の登録募集は締め切られたが、11月以降には登録企業の中から特に意欲的な取り組みを行っている企業が「知事表彰企業」として発表される予定だ。今年度はどんな取り組みを行う企業が表彰されるのか注目したい。